

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

④ 口座振替により賃料を支払っている場合

Q : 当社は、口座振替で賃料を支払っています。このような場合、請求書等の保存要件を満たすにはどうしたらいいですか？

A : 次のようにします。

【解説】

通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要です。

この点、適格請求書は、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので、相手方(貸主)から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。

また、口座振込により家賃を支払う場合でも、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書等とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

なお、このように取引の都度、請求書等が交付されない取引については、取引の途中で取引の相手方(貸主)が適格請求書発行事業者でなくなる場合も想定されますことから、必要に応じ、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で相手方が適格請求書発行事業者か否かを確認する必要があります。

